

老人保健福祉計画・第4期介護保険事業計画を策定

■問い合わせ 保険課介護保険係 (TEL) 210299

市は、医療制度改革や今後の高齢者の動向などを踏まえ、市の高齢者保健福祉施策の基本的な考え方や目指すべき方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的な運営を図っていくため、「老人保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定しました。

計画の概要は次のとおりです。なお、計画の詳細と、策定に当たって昨年12月15日～1月9日に実施したパブリックコメント制度で寄せられたご意見については、市ホームページで公表しています。

計画期間

平成21年度から平成23年度までの3年間。

計画の主な内容

●高齢者保健福祉の充実

「いきいき生涯現役のまちづくり」を計画の基本理念とし、この実現のため、①福祉の心のまちづくり②生涯健康のまちづ

くり③生涯社会参加のまちづくり④生涯暮らしやすいまちづくり⑤安心介護のまちづくりの5つを基本目標とします。外出支援や健康診査、生涯学習などにより、要介護状態となることを予防します。また、まちづくり活動の推進やボランティア活動の促進等、地域が一体となつて要援護高齢者等を支える体制づくりを推進していきます。

●介護保険サービスの充実

介護認定者数の増加に伴い、介護サービス利用者も、年々増加傾向となっています。このため、第4期介護保険事業計画では、要介護・要支援の認定者数を約3000人と見込み、現在のサービスの利用状況などを踏まえ、居宅サービス量や介護給付費を推計。施設利用においては、施設待機者の状況を考慮し、介護老人福祉施設や小規模特別養護老人ホーム、グループホームの利用増加を見込んだ計画としています。また、今年度から、介護従事者の処遇改善に係る報酬が改定されたことを受けて、計画を策定しています。

募集

地域密着型サービス事業者

市は、第4期介護保険事業計画に基づき、平成21年度整備分の地域密着型サービス事業者を募集しています。

今回募集する事業の種別は、地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)と夜間対応型訪問介護事業所です。

整備を計画、または希望される事業者は、5月29日(金)までに、関係書類を保険課介護保険係へ提出してください。

詳細は、お問い合わせください。募集要項等は、市ホームページにも掲載しています。

●保険料の軽減

介護給付費や介護予防事業(地域支援事業)の財源は、第1号被保険者(65歳以上)、国、県、社会保険診療報酬支払基金からの負担金や交付金、市の負担金で賄われています。

つまり、介護給付費や介護予防事業費が増えれば、保険料も増額が必要となり、第1号被保険者の介護保険料も大幅な引き上げが必要となります。しかし、介護給付費準備基金や介護従事者処遇改善特例基金を活用することで、介護保険料引き上げを極力押さえた計画としています。

介護保険料を改定しました

介護保険料は、介護保険事業計画策定に伴い、今後3年間の介護サービスに必要な費用の見込額で算定した基準額をもとに、65歳以上の皆さんの所得段階に応じて設定しています。

市の試算では、要介護認定者数は7%、サービス利用者数は10%、サービス給付費は施設入所者の増加等で28.6%、現在よりもそれぞれ増加する見込みです。こうした状況を踏まえ、今後とも制度の安定的な運営を図るため、保険料の改定を行いました。併せて、被保険者の負担能力に応じてきめ細かく対応できるように、従来の第4段階を2つに区分し、保険料段階の見直しも行いました。

なお、今回の改定に当たっては、介護給付費準備基金3億500万円（標準負担一人当たり年額1万375円軽減）、介護従事者処遇改善臨時特例基金2398万円（標準負担一人当たり年額701円軽減）を活用し、

保険料を軽減しています。被保険者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

65歳以上の人の介護保険料の納め方

▽特別徴収：年金額が年額18万円以上の人は、年金支給時（年6回）に天引きさせていただきます。なお、65歳到達時には、約1年間は納付書による納付が必要です。

▽普通徴収：年金額が年額18万円未満の人は、送付する納付書で納付していただきます。納付には、便利な口座振替をご利用ください。また今年度から、納期前の保険料をまとめて納付できるようにになりました。

（ご注意）特別な理由なく介護保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて保険給付が制限される場合があります。

災害などの特別な事情により一時的に納めることができなかった場合は、徴収猶予や減免を受けられる場合もありますので、税務課市民係(☎)0214へご相談ください。

所得段階別保険料

保険料段階	対象者	保 険 料 [年額]			第4期(軽減後)と第3期の保険料比較
		第3期(平成20年度)	第4期(平成21～23年度)		
			本来の額	軽減後の額(実際の負担額)	
第1段階	・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 ・生活保護の受給者	21,600円	27,600円	22,100円	500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	21,600円	27,600円	22,100円	500円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない人	32,400円	41,400円	33,100円	700円
第4段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人(世帯に課税の人がいる)	—	45,900円	36,700円	—
第5段階	本人が市民税非課税で、第4段階に該当しない人(世帯に課税の人がいる)	(※1) 43,200円	55,300円	44,200円	1,000円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	(※2) 54,000円	69,100円	55,200円	1,200円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	(※3) 64,700円	82,900円	66,300円	1,600円

(※1)旧第4段階。対象者は本人が市民税非課税(世帯に課税の人がいる) (※2)旧第5段階 (※3)旧第6段階